

令和元年第7回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年10月10日（木）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 令和元年10月10日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	5番 松野 智子
	6番	濱崎 伸二	7番	嶋田 正忠	9番 島川 俊昭
	10番	石井 博俊			
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	池上 章	城戸 政治	
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉	
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

8番 大淵 一弘
----------
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

六栄区域 徳永 章
-----------
8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋
農業委員会事務局 書記 木原 弘智
9. 提 出 議 案

報告第6号	農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
議案第21号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第22号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第23号	農用地利用集積計画（案）の決定について
	その他

事務局

起立。礼。着席。

それでは、ただいまから、令和元年度第7回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。

濱北会長

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いします。

10月に入って、いよいよ稲刈りも始まってきましたが、二、三日前から朝晩がほんとうに秋になったなという感じでございます。そしてまた、台風19号が最初、発生したときは九州を向いとったから非常に心配しておりましたが、関東のほうに流れるようです。天気も続くようですが、今からが一番稲刈りの忙しい時期で、ほんとうに、何か先ほど話を聞きますと、台風の被害か塩害か、何かあんまりよくないという話をしておられますけど、ほんとうに残念でございます。

それから、先月の末から1日にかけて松浦市に研修に行きました。出席された方はほんとうにお疲れさまでございました。筑後市での法人化、いい話ではなかったかなというふうに思っております。今後もああいう話を聞いて、今後役に立ててほしいというふうに思っております。

今日は第7回の長洲町農業委員会定例会でございます。どうぞよろしくをお願いします。

事務局

ありがとうございました。それでは、本日の欠席委員の御報告をいたします。本日は8番大淵委員より欠席の届出の連絡が来ています。したがって、本日の出席委員は10名中9名となり定足数に達しておりますので、総会が成立することを御報告いたします。

濱北会長

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき会長が会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第23号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に従って、本日の議事録署名委員は、9番島川委員、10番石井委員をお願いいたします。

早速、議事に入ります。

1ページです。報告第6号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。

事務局

事務局より説明を求めます。

それでは、報告第6号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の1ページから13ページ、受付番号11番から59番となります。今回、案件が多いんですが、主な内容としては、今、第二腹赤圃場整備を

やっておりますが、そちらの西側の一部に地区外のところがあります。そちらを今、中間管理の事業のほうで集約化を図っておりますので、その区域のものが主要な部分を占めておりますので、それもあわせてごらんください。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても議案書記載のとおり合意解約というふうになっております。

簡単ではございますが、以上で、報告第6号の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について、何か質問はございますか。

—ありません— の声有—

濱北会長

はい、ありがとうございます。ないようですので、この報告第6号は承認したと認め、終わります。

次に進みます。

14ページです。議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、次のとおり提出いたします。

議案書は14ページの一番上ですね、受付番号12番からになります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、議案書の16ページから17ページに字図等を載せております。場所はひまわり幼稚園東側になります。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の1から2ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積4万9,786㎡、農作業歴35年の経験があり、家族2人で作業を行っておられます。申請地には野菜の作付をすることとであり、今後も全ての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを1台所有されておられ、その他、乾燥機、糞摺機を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から車で8分程度というところです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、申請地には野菜の作付を計画しており、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはないということです。また、周辺は住宅のため、住宅及び住民等へ迷惑をかけ

	<p>ないように作業し、農薬の使用については十分に注意をするということです。農業の維持発展に関する話し合い・活動への参加、地域での取り組み等は遵守するという事です。</p> <p>取得後の下限面積要件ですが、取得後は5万52㎡となり、下限面積の3,000㎡を超えていることから問題はないと考えられます。</p> <p>以上、受付番号12番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を農業委員10番の石井委員にお願いいたします。</p>
石井委員	<p>説明いたします。</p> <p>先日、現地確認に私、行ってきたわけですが、宅地に囲まれた一角でして、面積的にも家庭菜園ぐらいかなと思って見てきました。あとは説明どおりでございまして、問題ないと思っております。以上です。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の池上推進委員に御意見を伺います。</p>
池上(章)推進委員	<p>池上です。</p> <p>この土地は、写真で見てもらえるように、今はちょっと草が生えてますけど、ここを移転されて畑をつくるということで、ちょうどいいんじゃないかなと思います。皆さんの検討をお願いします。以上です。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。今、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について質問はございますか。</p>
濱北会長	<p>—ありません— の声有—</p> <p>ありがとうございます。なければ、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
濱北会長	<p>—賛成者挙手—</p> <p>ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号12番は原案のとおり決定をいたします。</p> <p>次に進みます。</p>
事務局	<p>受付番号13番です。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、受付番号13番です。議案書の14ページの下のほうになります。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。</p> <p>申請地につきましては、議案書の18ページから19ページに字図等を載せております。赤崎公民館西側になります。</p> <p>申請内容、許可基準等について御説明いたします。説明資料の3ページ、4ページをあわせてごらんください。</p> <p>申請理由につきましては、生前贈与による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積1万8,953㎡、農作業歴30年の経験があり、家族3人で作業を行っておられます。申請地には野菜の作付をするということであり、今後も全ての農地を利用</p>

	<p>するというごさいます。</p> <p>機械の所有状況でございすが、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、動力噴霧器、耕運機を1台所有されておられます。</p> <p>通作距離につきましては、自宅から徒歩二、三分ということさです。</p> <p>地域との調和要件、役割分担につきましては、申請地には大豆の作付を計画しており、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはないということさです。また、農薬の使用については、十分に注意をするということさです。</p> <p>農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、地域での取り決めを遵守するということさです。地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるということさです。</p> <p>取得後の下限面積要件につきましては、取得後は1万8,953㎡で、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。</p> <p>以上、受付番号13番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員2番、増岡委員にお願いいたします。</p>
増岡委員	<p>18ページ、19ページの地図をごらんください。</p> <p>譲受人と譲渡人は親子で、生前贈与ということで、何ら問題ないかと思ひます。機械などもちゃんと整備しておひますし、家から近いということさでいいと思ひますので、どうぞ御審議ください。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の池上推進委員に御意見を伺ひます。</p>
池上(章)推進委員	<p>池上です。</p> <p>別に支障はないものと考えます。皆さんのご審議をよろしくおひます。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。今、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がございました。この件について質問等はござひますでしょうか。ありませんか。</p>
濱北会長	<p>—ありません の声有—</p> <p>ないようさですので、賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。</p>
濱北会長	<p>—賛成者挙手—</p> <p>ありがとうございました。全員賛成さですので、受付番号13番は原案のとおり決定をいたします。</p> <p>次に進みます。</p> <p>受付番号14番です。事務局より説明をおひます。</p>
事務局	<p>それでは、受付番号14番です。議案書の15ページになります。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。</p> <p>申請地は、議案書の20ページから21ページに字図を載せておひます。</p>

	<p>場所が六栄保育所西側になります。</p> <p>申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の5ページ、6ページをあわせてごらんください。</p> <p>申請理由につきましては、贈与による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積2万923㎡、農作業歴58年の経験があり、家族2人で作業を行っておられます。申請地には小麦の作付をするということであり、今後も全ての農地を利用するということです。</p> <p>機械の所有状況でございますが、トラクター、コンバイン、田植機、耕運機を1台所有し、軽トラック2台、草刈機3台を所有されておられます。</p> <p>通作距離につきましては、自宅から車で5分程度ということです。</p> <p>地域との調和要件、役割分担につきましては、申請地には小麦の作付を計画しており、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはないということです。</p> <p>地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるということです。</p> <p>取得後の下限面積要件につきましては、取得後は2万998㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。</p> <p>以上、受付番号14番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員9番の島川委員にお願いいたします。</p>
島川委員	<p>9番、島川です。</p> <p>譲受人は隣の地主ですので問題ないと思います。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に御意見を伺います。城戸委員、補足説明を。</p>
城戸推進委員	<p>特に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。今、三者の説明がございました。この件について、質問等はございますでしょうか。</p> <p>—ありません の声有—</p>
濱北会長	<p>ないようですので、農業委員の方の賛成の挙手をお願いいたします。</p> <p>—賛成者挙手—</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号14番は原案のとおり決定をいたします。</p> <p>次に進みます。</p>
事務局	<p>22ページです。議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。</p> <p>それでは、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、次のとおり提出いたします。</p>

議案書22ページ、まず受付番号6番からになります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、議案書の24ページ、25ページに字図等を載せております。六栄保育所東側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の7ページ、8ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、個人住宅建築及び進入路建設のため、売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管、ガス管のうち、2種類以上埋設道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に二つ以上の教育施設、医療施設、その他公共施設または公営施設があるために、第三種農地と判断しており、原則許可になります。

資力につきましては、金融機関から住宅ローン仮審査終了通知による融資金額と残高証明書の合計が事業費を超過しているため、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和元年12月1日より着工予定、令和2年3月30日完成予定であり、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築及び進入路建設によるものであるため、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、接道及び進入路予定地は若干の高低差があるため、崩壊防止のコンクリートブロックを設置し、盛土、整地に当たっては土砂流出、崩壊がないよう慎重に施工するというごさいます。

周辺農地への影響がないということですが、万が一、被害等が生じた場合には、申請者が責任を持って対応するというごさいます。

その他、給水は町上水道、それと、生活雑排水、汚水については町下水道、雨水については道路側溝へ放流ということさいます。

以上、受付番号6番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員9番、島川委員にお願いいたします。よろしくお願ひします。

島川委員

島川です。

問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に御意見を伺います。

城戸推進委員

推進委員の城戸です。

若干の高低差があるけど、一応、コンクリートブロックを設置することで、周りの農地には影響はないと思います。あと、雨水は側溝へ放流するというので、別に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

濱北会長 ありがとうございます。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問はございますでしょうか。

濱北会長 一ありません の声有—

濱北会長 ないようですので、受付番号6番については賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

濱北会長 一賛成者挙手—

事務局 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号6番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

事務局 次に進みます。

事務局 受付番号7番です。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、受付番号の7番になります。議案書の22ページの下の方の段の案件です。

事務局 申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

事務局 申請地は、議案書の26、27ページに字図等を載せております。六栄保育所西側になります。

事務局 許可基準等について御説明をいたします。説明資料の9ページ、10ページをあわせてごらんください。

事務局 申請理由につきましては、個人住宅建築のため、使用賃借権の設定となっております。

事務局 申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上埋設道路の沿道の区域、かつ申請地からおおむね500m以内に二つ以上の教育施設、医療施設、その他公共施設または公益的施設があるため、第三種農地と判断しており、原則許可となります。

事務局 資力につきましては、金融機関からの住宅ローン事前審査結果通知による融資金額と残高証明書の合計が事業費を超過しているため、適当と判断しております。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和元年11月10日より着工予定、令和2年3月10日完成予定であり、適当と判断しております。

事務局 計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるものであるため、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため適当と判断しております。

事務局 転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

事務局 周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地は接道より2mほど高くなっているため、スロープ建設のための造成工事を行



い、その他の土地は平坦なため整地作業を行うということです。周囲には境界壁を設置されます。周辺農地への影響はないとのことですが、万が一、被害等が生じた場合は申請者が責任を持って対応するというところでございます。

以上、受付番号7番の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の9番の島川委員にお願いいたします。

島川委員 今、説明があったとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

濱北会長 ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に御意見を伺います。

城戸推進委員 推進委員の城戸です。

周囲には境界の塀をつくってするというので、農地への影響はないと思いますが、何かあったときは責任もつということです。雨水は道路側溝への放流ですね。審議のほうをよろしくお願いたします。

濱北会長 ありがとうございます。今、3名の方から説明がございました。この件について質問はございますでしょうか。

—ありません— の声有—

濱北会長 ほかにないようですので、賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号7番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。これが最後です。

28ページです。議案第23号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第23号、農用地利用集積計画(案)が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、29ページが総括表となり、2019年の期間ごとの総括になります。

30ページが今回の借り手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積となります。詳細につきましては31ページからになります。賃借権が61件、80筆の3万9,106㎡、使用貸借権2件、4筆、1,698㎡となっています。

以上、議案第23号の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。ないですか。

中嶋委員 来月、今度は逆の出でくとな。

事務局 逆は出ないです。公社を通す場合は、地主から公社に貸す分が基盤強化法でここにかかります。公社から渡す配分については県の認可なので上

濱北会長

がってきません。

ほかにございませんか。

—ありません の声有—

濱北会長

ほかにないようですので、農業委員の方の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第23号は原案のとおり決定をいたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。委員、推進委員の皆さんから、その他の件、ほかの件でも結構です。何か質問はございますか。

ないようですので、事務局のほうから何か説明がございましたらお願いします。

(その他事務局説明)

1. 農地利用状況調査について

濱北会長

これをもちまして、令和元年度第7回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局

起立。礼。

閉会 (終了 午前10時34分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印